

究に関する法律」を制定し、生殖補助医療を行い出生した子についての親子関係を明確にしている。

その他ヨーロッパ諸国では、フランスは1994年の「生命倫理法」、ドイツは1989年の「養子斡旋及び代理母斡旋禁止法」と1990年の「胚保護法」、スウェーデンは2006年の「遺伝的な一体性等に関する法律」と2002年に改正の「親法典」で、それぞれ生殖補助医療を規制している。3か国とも非配偶者による精子提供を容認する一方で、ドイツは卵子提供を禁止している。

アメリカは生殖補助医療を包括的に規制する法律がなく、アメリカ生殖補助医療学会等の学会のガイドラインや各州の州法、裁判所判例等で対応している状況である。

〈図表 3-1-10-6 諸外国の生殖補助医療における実施条件等〉

	主な法律	被施術者の 婚姻条件等	精子 提供	卵子 提供	胚提供	死後 生殖	代理懐胎		子どもの 出自を知る 権利
							商業的	非商業的	
アメリカ	生殖補助医療を包括的に規制する法律無く、自由放任状態(アメリカ生殖補助医療学会などの学会のガイドラインや各州の州法、裁判所判例などで対応)、死後生殖は連邦法「補助生殖により生まれた子どもの地位に関する統一法」「統一親子関係法」に規定あり。代理懐胎は連邦法「統一親子関係法」または各州法で規定。	—	○	○	○	△ (条件付 きて容 認)	△ (州法で規定する州のうち、6州が容認、7州が非商業的のみ容認、7州が禁止、その他州は未規定)		△(一部の 州で容認)
イギリス	代理懐胎取決め法(1985年制定)、ヒト受精・胚研究法(1990年・2008年制定)、ヒト受精・胚研究(死亡した父親)法(2003年制定)、ヒト受精・胚研究認可序(提供者情報開示)に関する規則(2004年制定)	—	○	○	○	△ (条件付 きて容 認)	×	○	○
フランス	人権尊重法(1994年制定)、移植・生殖法(1994年制定)、生命倫理法(2004年制定)	—	○	○	△(余剰胚の提供は容認)	×	×	×	×
ドイツ	養子斡旋及び代理母斡旋法(1989年制定)、胚保護法(1990年制定)、連邦医師会指針	—	○	×	△(余剰胚の提供は容認)	×	×	×	○(判例による)
スウェーデン	遺伝的な一体性等に関する法律(2006年制定)、親法典(2002年改正)	同性婚を含む 事実婚	○	○	×	×	×	×	○
韓国	生命倫理法(2003年制定)、大韓産婦人科学会指針(1999年)	法律婚(学会指針による)	○	○	○	×			×

精子・卵子・胚提供・死後生殖・代理懐胎○…「容認」または「禁止規定なし」、×…「禁止」子どもの出自を知る権利○…「開示できる」、×…「開示できない」(備考)参議院第三特別調査室「両性別和「生殖補助医療への法規制をめぐる課題問題～代理懐胎の是非と親子関係法制の整備等について～」(立法と調査20071 No.243)、国立国会図書館調査及び立法調査局「海外における生殖補助医療法の現状～死後生殖、代理懐胎、子どもの出自を知る権利めぐって～」(外国の立法243.2010)をもとに作成。

人工妊娠中絶の実施数は、近年減少傾向である。2012年には、約19万7千件と20万件を切った。

人工妊娠中絶の実施率を年齢(5歳階級)別で見ると、30歳代は一貫して減少傾向であるが、20歳未満や20歳代は近年横ばい傾向である。